

■ Cゾーン（上野駅周辺）

1) 景観特性

- 当該地域は、上野の山より一段下がっているため、上野の山から隅田川方面への良いロケーションとなっています。
- 上野駅は、東北・信越地方からの東京の表玄関の役割を果たしてきた駅です。駅舎は、昭和7年に2代目の駅として完成し、今日まで上野のシンボルの1つとして多くの人々に親しまれてきました。
- 上野駅周辺は、中高層の商業・業務施設が立地しており、駅前として、またアメ横の玄関口として賑わいが形成されています。建築物の規模や形態は概ね同質のもので構成されていますが、テナントビルを中心として屋外広告物の乱立が見られます。
- 駅前広場に隣接してペDESTリアンデッキやパンダ橋などの人道橋が東西に横断しており、上野駅と上野の森・昭和通り以東を結ぶ歩行者動線としての役割を担っています。



▲ 公園内からの東上野への眺望



▲ JR上野駅入谷口側の通り



▲ JR上野駅前



▲ 駅前からみたペDESTリアンデッキ

2) 景観形成の目標（基本的方向）

当該地域は、上野の山より一段下がっているため、上野の山から隅田川方面への良いロケーションとなっています。また、上野駅は、今後も本区のみならず東京の北の玄関口としての役割を担うことが求められていることから、それらにふさわしい風格や賑わいを形成するとともに、アメ横や上野の森などとの回遊性や連続性を高め、駅利用者の心に残る景観形成を目標とします。

1 上野恩賜公園内からの眺めに配慮した景観づくり

上野駅周辺は、上野恩賜公園内からの眺めの背景となることから、上野の森の木々と建物スカイラインとの関係性を意識し、公園内からの眺めを阻害しないような景観を形成します。

2 賑わいと風格が感じられる景観づくり

周辺の商業・業務施設と一体となった賑わいを創出するとともに、東京の北の玄関口にふさわしい落ち着きや風格が感じられる景観を形成します。

3 まち並みとしての秩序が感じられる景観づくり

建築物の規模・形態の同質性という特性を活かし、壁面の位置や色彩、屋外広告物などが相互に意識され、まち並みとしての秩序が感じられる景観づくりに取り組みます。また、首都高速道路や鉄道高架、人道橋などの高架工作物は、周辺のまち並みと調和が感じられるようにします。

4 上野駅を引き立てる景観づくり

多くの人々に親しまれている上野駅は、今後も、シンボルとして位置づけるとともに、駅正面から見て美しく見えるような景観づくりを行います。



▲ ペDESTリアンデッキからみた上野駅周辺

3) 景観形成方針【法第8条第3項】

1 上野駅周辺や上野恩賜公園内からの見え方に配慮した景観を形成します

上野駅前広場や首都高速道路・鉄道などの交通施設から見て上野駅や上野の森への眺めや、上野恩賜公園内(西郷像前や西洋美術館前等)から見た隅田川方面への眺めを阻害しないようなデザインとします。

- 建築物スカイラインや屋上等のデザインの協調を図ります。
- 建築設備や附帯設備は、緑化やルーバーなどにより修景を図ります。
- ライトアップにより上野駅や周辺建築物等の演出を図ります。

2 賑わいが連続した快適な景観を形成します

周辺のアメ横などの商業・業務地区との回遊性を高めるため、賑わいのあるまち並みを形成するとともに、快適な歩行者空間を形成します。

- 低層部には店舗を配置するなど、賑わいの連続性に配慮した設えを図ります。
- 低層部の壁面後退やオープンスペースの確保などによるゆとり空間の創出を図ります。
- 店先の緑や草花、低層部の緑化等により通りに潤いの創出を図ります。
- 美しく経年変化する石や木などの自然素材や、銅板などの金属等の活用を図ります。
- 色彩や素材、凹凸のある壁面形状等により適度に節節化された外観・ファサードの演出を図ります。
- 夜間照明による通りの演出を図ります。

3 賑わいの中にも風格が感じられる景観を形成します

駅前の賑わいや玄関口としての風格のある景観を形成するため、建築物の形態・意匠や屋外広告物の表示・掲出は次の点に配慮します。

- 上野駅を意識したデザインの採用を図ります。
- 隣接地と協調した建築物の配置、ファサードの演出を図ります。
- 低彩度を基調とした落ち着いた色彩とし、景観色彩ガイドラインに適合させます。
- 光沢のあるものや反射性の強い素材は避けます。
- 広告物は、できるだけ自家用のものとし、
- 広告物の数は最小限度とし、同一の表示・掲出が繰り返しとならないようにします。
- 広告物は建築物とバランスの取れた規模とし、極端に大規模なものは避けます。
- 広告物の掲出は、できるだけ低層部に配置し、窓面への掲出は控えます。また、建築物の上部や屋上で掲出する場合は、その規模を最小限度にとどめる、切り文字とするなど、景観への影響をできるだけ最小限になるように工夫します。
- 広告物の照明は内照式とし、過剰な電飾や点滅するものなどは控えます。

4) 景観形成基準（行為の制限）【法第8条第2項2号】

地域の景観特性を活かし、地域の魅力を高める配置・形態・意匠とし、敷地全体でバランスの取れた外観となるようにするとともに、建築物・工作物・開発行為の各基準に適合するものとします。

■ 建築物の景観形成基準

項目	景観形成基準
配 置	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 隣接する建築物の壁面の位置などに配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場、駐輪場や設備は、通りや主要な歩行者動線から見えない位置に配置する。やむを得ず、通りや駅前広場に面する場合などは、植栽や目隠しなどによって、目立たせないようにする。
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 上野駅前広場や上野恩賜公園から見える建築物は、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 <input type="checkbox"/> 上野駅前広場や上野恩賜公園の主要な眺望点（西郷像前や西洋美術館前等）からの見え方に配慮する。
形態・意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築物等の形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく周辺建築物等との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 上野駅前広場に面する建築物の低層部は、商業・業務・文化施設をできるだけ設け賑わいの演出を図るように配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物に付帯する屋外設備や階段等は、高層階や上空からの視線に配慮するとともに上野駅から見えない位置に配置する。やむを得ない場合は、建築物と一体的な意匠とするか、ルーバーや緑化などにより修景するなど、周囲から目立たない工夫を施すなど建築物本体や周辺との調和を図る。 <input type="checkbox"/> 建築物等の色彩や素材は、次の事項に適合するとともに周辺との調和を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材は、耐久性があるものを積極的に使用し、光沢があるものは控える。 ・地域で親しまれている色彩（別表参照）の活用に努める。 ・外観の色彩は、別表に定める基準に適合するものとする。
公開空地 外構・緑等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまち並みとの調和を図った色調や素材とする。 <input type="checkbox"/> 上野駅前広場側に積極的に緑や花を植えることができる場所を設け緑化を図る。 <input type="checkbox"/> 高層階や交通施設からの視線に配慮し、出来るだけ屋上緑化を図る。 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場の出入り口は、出来るだけ通りや上野駅前広場から見えないように植栽等で修景する。 <input type="checkbox"/> 周辺の環境に応じた夜間の景観を検討し周辺の景観に応じた照明を行う。

■ 工作物の景観形成基準

項目	景観形成基準
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 上野駅や上野恩賜公園からの眺望に対して圧迫感を感じさせないよう配慮する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 色彩や素材は、次の事項に適合するとともに、周辺との調和を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・素材は、耐久性があるものを積極的に使用し、光沢があるものは控える。 ・地域で親しまれている色彩（別表参照）の活用に努める。 ・外観の色彩は、別表に定める基準に適合するものとする。

■ 開発行為の景観形成基準

別表1 参照